

草津市公報

発行日 令和2年11月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 19 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（経営戦略課） 2
 草津市手数料条例の一部を改正する条例（市民課） 4
 草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例（幼児課） 4

◎ 規 則

草津市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則（職員課） 5
 草津市退職手当審査会規則の一部を改正する規則（職員課） 5

◎ 訓 令

草津市庁議規程および草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令（職員課） 5

◎ 告 示

草津市企業誘致推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（職員課） 6
 草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給要綱（介護保険課） 6
 草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課） 10
 令和2年度草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課） 12
 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の廃止について（生活支援課） 12
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課） 13
 生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課） 13
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課） 13
 介護保険法第115条に基づく草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス
 事業者の指定について（介護保険課） 13
 介護保険法第115条に基づく草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス
 事業者の指定について（介護保険課） 14
 草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱に
 基づく事業廃止の届出について（介護保険課） 14
 草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱に
 基づく事業廃止の届出について（介護保険課） 15
 生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課） 15
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	16
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関指定廃止の届出について（生活支援課）	16
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	16
市道の路線認定について（土木管理課）	16
道路の路線廃止について（土木管理課）	17
道路の区域決定について（土木管理課）	17
道路の区域変更について（土木管理課）	18
路線の供用開始について（土木管理課）	19
草津市コミュニティ振興交付金交付要綱の一部を改正する要綱（まちづくり協働課）	20
公示送達について（税務課）	20
草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（発達支援センター）	21
介護保険法第82条第2項の規定に基づく事業廃止の届出について（介護保険課）	23

◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	24
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	26
総合評価一般競争入札の施行について（プール整備事業推進室）	29
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	34

条 例

草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例をここに公布する。

令和2年10月8日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第33号

草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化および効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例および規則等ならびに滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)および滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年滋賀県条例第48号)により本市が処理することとされた事務について規定する滋賀県の条例および滋賀県の執行機関の規則をいう。
- (2) 規則等 規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。)、議会の規程および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。
- (3) 市の機関等 地方自治法第2編第7章の規定により設置される本市の執行機関、本市の議会もしくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であって法令および条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものまたは地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他

氏名または名称を書面等に記載することをいう。

- (6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (7) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (8) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。
- (9) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等または電磁的記録に記録されている事項を縦覧または閲覧に供することをいう。
- (10) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等または電磁的記録を作成し、または保存することをいう。
- (11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等または作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行わせることができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等につ

いては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名または名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。

- 5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項または書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができ

る。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことができるものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、または電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第8条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、または行うことができる申請等および処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(草津市行政手続条例の一部改正)

2 草津市行政手続条例(平成8年草津市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「添付書類」の右に「その他の申

請の内容」を加える。

(令和2年10月8日揭示済み)

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月8日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第34号

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1項各号列記以外の部分中「第44項において「番号法」という。」を削る。

別表第44項を次のように改める。

44 削除

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年10月8日揭示済み)

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月8日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第35号

草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例

草津市立幼稚園条例(昭和30年草津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「草津市立笠縫幼稚園」を「草津市立笠縫こども園」に改める。

第10条第1項中「240人」を「290人」に、「388人」を「403人」に、「437人」を「447人」に改める。

第11条の表中「笠縫幼稚園」を「笠縫こども園」に

改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年10月8日揭示済み)

規 則

草津市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月2日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第74号

草津市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

草津市副市長の事務分担等に関する規則（平成28年草津市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「北中建道」を「辻川明宏」に改める。

付 則

この規則は、令和2年10月3日から施行する。

(令和2年10月2日揭示済み)

草津市退職手当審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月2日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第75号

草津市退職手当審査会規則の一部を改正する規則

草津市退職手当審査会規則（平成22年草津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、教育長および総務部長」を「、

他の副市長および教育長」に改める。

付 則

この規則は、令和2年10月3日から施行する。

(令和2年10月2日揭示済み)

訓 令

草津市庁議規程および草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年10月2日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第10号

草津市庁議規程および草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令

(草津市庁議規程の一部改正)

第1条 草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、副市長」を「、草津市副市長の事務分担等に関する規則（平成28年草津市規則第52号）第2条第1号に掲げる副市長」に改める。

第7条第2項中「副市長」を「草津市副市長の事務分担等に関する規則第2条第1号に掲げる副市長」に改める。

第7条第3項中「、総合政策部長」を「、他の副市長」に改める。

(草津市事務決裁規程の一部改正)

第2条 草津市事務決裁規程（昭和59年草津市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第19条の表中

「

市長	所管の副市長	所管の部長
所管の副市長	所管の部長	所管の副部長

」を

「

市長	所管の副市長	他の副市長
所管の副市長	他の副市長	所管の部長

」に

改める。

付 則

この訓令は、令和2年10月3日から施行する。

(令和2年10月2日揭示済み)

告 示

草津市告示第300号

草津市企業誘致推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年10月2日

草津市長 橋 川 渉

草津市企業誘致推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市企業誘致推進委員会設置要綱（平成28年草津市告示第188号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、環境経済部長」を「、他の副市長」に改める。

別表中

「

副市長

」を

「

草津市副市長の事務分担等に関する規則 （平成28年草津市規則第52号。以下「規則」という。）第2条第1号に掲げる副市長
規則第2条第2号に掲げる副市長

」に

改める。

付 則

この要綱は、令和2年10月3日から施行する。

(令和2年10月2日揭示済み)

草津市告示第301号

草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給要綱を次のとおり制定する。

令和2年10月2日

草津市長 橋 川 渉

草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症拡大による利用自粛等により、事業運営等に影響を受けた介護保険サービス事業所等に対し、当該事業所の事業の継続を支援することを目的として、予算の範囲内において事業継続支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険サービス事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険事業に係るサービス（以下「介護保険サービス」という。）を行う者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを行う者および児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定するサービス事業を行う者のうち、別表第1に定める事業を実施する者をいう。
- (2) 事業継続支援金 前条の目的を達するために支給する支援金をいう。
- (3) 介護給付費等収入 第1号に規定する介護保険サービス事業所等が実施する各事業における別表第2に定める収入をいう。
- (4) 持続化給付金 経済産業省中小企業庁が定める持続化給付金給付規程（中小法人等向け）または持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）に規定する給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 この要綱において支給の対象となる者は、草津市内に住所を有し、指定権者より指定を受けた介護保険サービス事業所等を有する法人であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 対象となる事業所の開設年月日が令和2年2月29日以前であること。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当該事業所で実施する別表第1のいずれかの事業の令和元年10月（以下「基準月」という。）の介護給付費等収入（開設年月日が10月2日以降の事業所にあつては、当該事業所で実施する別表第1のいずれかの事業の開設以降令和2年3月までの一月当たりの平均介護給付費等収入（以下「平均介護給付費等収入」という。））に比して、令和2年2月以降に介護給付費等収入が20%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。

(3) 次条に規定する支援金の額以上の額の持続化給付金の支給を受けていないこと。

(4) 令和2年1月31日までに納期限が到来している市税の滞納がないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、1法人当たり30万円とする。ただし、持続化給付金の支給を受けた場合は、30万円から当該持続化給付金の支給額を控除した額を支給する。

（交付申請等）

第5条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条第1項および第16条第1項の規定にかかわらず草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給申請書兼請求書（別記様式第1号）に、基準月の介護給付等収入または平均介護給付等収入および対象月の介護給付費等収入の額を証する書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

2 規則第13条に規定する実績報告は、前項の申請書の添付書類の提出によってなされたものとみなす。

3 第1項の規定による申請は、令和2年12月までの介護給付費等収入を対象とし、令和2年10月2日から令和3年3月15日までの間に1回限り行うことができる。

（支援金の支給等）

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金の支給を適当と認めるときは、規則第6条の規定にかかわらず、草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知し、支援金を支給する。

2 前項の決定の通知により、規則第14条に規定する確定通知をしたものとみなす。

3 市長は、支援金の支給を不適当と認めるときは、草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金却下決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容等の変更）

第7条 支援金を受けた後に過誤調整等の発生により申請時の状況に変更が生じた場合、申請者は速やかに市長に報告しなければならない。

（支給の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 第3条第1号または第2号に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 持続化給付金の支給を受けることが決定したとき。

(3) 偽りその他不正な行為により支援金の支給を受けたとき。

(4) その他市長が支援金を支給することが適当でないとして認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給決定取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に支給されているときは、草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金返還命令書（別記様式第5号）により、当該支給を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条第1号、第3条第2号関係）
対象となるサービス事業

介護保険法に規定するサービス事業を行う者	(ア) 居宅介護支援	(8) ス、セ
	(イ) 介護予防支援	(9) ソ、タ
	(ウ) 訪問介護	(10) ヌ、ム
	(エ) 訪問看護	(11) ネ、ノ
	(オ) 介護予防訪問看護	(12) ハ、ヒ
	(カ) 訪問入浴介護	(13) フ、ヘ
	(キ) 介護予防訪問入浴介護	
	(ク) 訪問リハビリテーション	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業を行う者
	(ケ) 介護予防訪問リハビリテーション	居宅介護
	(コ) 通所介護	重度訪問介護
	(サ) 通所リハビリテーション	同行援護
	(シ) 介護予防通所リハビリテーション	行動援護
	(ス) 短期入所生活介護	療養介護
	(セ) 介護予防短期入所生活介護	生活介護
	(ソ) 短期入所療養介護	短期入所
	(タ) 介護予防短期入所療養介護	重度障害者等包括支援施設入所支援
	(チ) 介護医療院	自立訓練
	(ツ) 介護予防特定施設入居者生活介護	就労移行支援
	(テ) 介護老人福祉施設	就労継続支援
	(ト) 介護老人保健施設	就労定着支援
	(ナ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	自立生活援助
	(ニ) 夜間対応型訪問介護	共同生活援助
	(ヌ) 地域密着型通所介護	相談支援
	(ネ) 認知症対応型通所介護	移動支援事業
	(ノ) 介護予防認知症対応型通所介護	日中一時支援事業
	(ハ) 小規模多機能型居宅介護	
	(ヒ) 介護予防小規模多機能型居宅介護	児童福祉法に規定するサービス事業を行う者
	(フ) 認知症対応型共同生活介護	児童発達支援
	(ヘ) 介護予防認知症対応型共同生活介護	放課後等デイサービス
	(ホ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	保育所等訪問支援
	(マ) 看護小規模多機能型居宅介護	障害児相談支援
	(ミ) 第1号訪問事業	居宅訪問型児童発達支援
	(ム) 第1号通所事業	
	(メ) 第1号介護予防支援事業	
	ただし、上記サービス事業のうち以下に示す組み合わせについては第3条第2号の事業を判断する際、同一の事業とみなす。	
	(1) ア、イ、メ	
	(2) ウ、ミ	
	(3) エ、オ	
	(4) カ、キ	
	(5) ク、ケ	
	(6) コ、ム	
	(7) サ、シ	

別表第2（第2条第3号関係）
介護給付費等収入の内訳

介護保険法に規定するサービス事業を行う者	介護給付費 予防給付費 第1号事業支給費
障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業を行う者	利用者の居住する市区町村の規定に基づき支給された給付費および生産活動等より得た収入
児童福祉法に規定するサービス事業を行う者	障害児通所給付費、障害児相談支援給付費

別記 様式第1号(第5条第1項関係)

令和 年 月 日

草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給申請書

草津市長 宛

所在地
申請者名称
(法人名) 代表者 印

草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり必要書類を添えて事業継続支援金の支給を申請します。
なお、申請する収入額等申請内容に変更が生じた場合は、直ちに届け出ます。
また、支援金の審査に当たり、申請者の納税状況に係る調査等を行うことについて同意します。

申請者(法人) フリガナ 名称
主たる事務所の所在地
代表者の職・氏名 職名 氏名
事業の種類 事業番号
区分(該当するものに○) 介護保険法に規定するサービス事業
障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業
児童福祉法に規定するサービス事業
事業所の所在地 草津市
収入状況 基準月 年 月 基準月の収入額 円
対象月 年 月 対象月の収入額 円
収入が減少した理由
持続化給付金給付状況(該当するものに○) 給付要件に該当しない 給付決定(給付額) 円
請求額 円
金融機関名 口座番号 口座種別 口座名義人

(添付書類)
 収入の検証できる書類
 持続化給付金関係書類
 その他
(市記入欄)
寄査 支給決定・却下
支給決定額 円

別記 様式第2号(第6条第1項関係)

第 号
年 月 日

草津市長

草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給決定通知書

年 月 日付けの申請については、草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり事業継続支援金の支給を決定しましたので通知します。

Table with 2 columns: 支給決定額, 円

別記 様式第3号(第6条第3項関係)

第 号
年 月 日

草津市長

草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金却下決定通知書

年 月 日付けの申請については、草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給要綱第6条第3項の規定に基づき、次の理由により却下しましたので通知します。

理由

別記 様式第4号(第8条第2項関係)

第 号
年 月 日

草津市長

草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給決定取消通知書

年 月 日付け第 号で支給決定した事業継続支援金については草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり支給決定額の(一部・全部)を取消しましたので通知します。

Table with 3 columns: 決定の区分, 一部取消し, 全部取消し
Rows: 支給決定額, 取消し金額, 取消し後支給決定額, 取消しの理由

別記 様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

草津市長

草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した事業継続支援金については、草津市介護保険サービス事業所等事業継続支援金支給要綱第9条の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

Table with 2 columns: 返還すべき金額, 円
返還期限 年 月 日
返還を命ずる理由

(令和2年10月2日揭示済み)

草津市告示第302号

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年10月5日

草津市長 橋川 渉

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育士等処遇改善費補助金交付要綱（平成29年草津市告示第185号）の一部を次のように改正する。

第1条中「人材の確保」の右に「および離職防止を図ること」を加える。

第4条第2項を次のように改める。

2 補助金の上限額は、次の計算式により得た額とする。

(当該年度における10月初日時点の利用子ども数(広域利用子ども数を含む。以下同じ。)) × (当該年度における10月時点の処遇改善等加算Ⅰの単価の合計額) × (賃金改善要件分に係る加算率(2.5%) × 100) × 12月(年度途中で開園した場合は、開園日の属する月から翌年の3月までの月数。10月までに開園した場合に限る。)

備考

- 1 保育所から認定こども園に移行した場合において、開園初年度における10月初日時点の利用子ども数は、保育認定子どもの数とする。
- 2 処遇改善等加算Ⅰおよび賃金改善要件に係る加算率とは、施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（令和2年7月30日府子本第761号内閣府子ども・子育て本部統括官、2文科初第643号文部科学省初等中等教育局長、子発0730第2号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「国通知」という。）に規定するものをいう。
- 3 処遇改善等加算Ⅰのうち、加算部分については、前年度3月時点の加算内容による。
- 4 保育所から認定こども園に移行した場合において、開園初年度における処遇改善等加算Ⅰの取扱いについては、保育所にかかる処遇改善等加算Ⅰの単価によるものとし、加算部分については、前年度3月時点の加算内容による。

第4条第5項ただし書きを次のように改める。

ただし、経験年数が処遇改善等加算Ⅰの加算率の算

定に用いる職員一人あたりの経験年数の2分の1に満たない職員であって、かつ公定価格における国通知に規定する処遇改善等加算Ⅱ（4万円相当）に該当しないもの（管理職を除く。）に対する配分については、基本給の額により按分した配分額よりも多く配分するよう配慮するものとする。

第4条第6項中「保育所等は」の右に「、保育士等の人材の確保および離職防止を図るため」を加え、同項を同条第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 前項ただし書きに規定するほか、保育所等から同項本文の規定と異なる配分をすることを説明する書面の提出がなされた場合または次条第3号の内訳書により配分額に極端な差が見受けられた場合は、市と協議のうえ修正することとする。

第5条第1号中「または別記様式第1号-3」を「、別記様式第1号-3または別記様式第1号-4」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（別添第1号）

【備考】

草津市保育士等処遇改善費補助金所収額調査

調査年度	調査対象
加算率(%)	調査

(I) 年度利用子ども数(広域利用子ども数を含む)

区分	年度	年度必要加算額	12月
1期	年度必要加算額		
2期	年度必要加算額		
3期	年度必要加算額		
4期	年度必要加算額		

(II) 年度必要加算額

区分	年度必要加算額	年度必要加算額
1期	年度必要加算額	
2期	年度必要加算額	
3期	年度必要加算額	
4期	年度必要加算額	

(III) 年度必要加算額(賃金改善要件)

年度必要加算額	賃金改善要件	賃金改善要件
年度必要加算額	賃金改善要件	賃金改善要件
年度必要加算額	賃金改善要件	賃金改善要件
年度必要加算額	賃金改善要件	賃金改善要件

(IV) 年度必要加算額

年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額
年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額

区分	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額
1期	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額
2期	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額
3期	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額
4期	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額
5期	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額
6期	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額	年度必要加算額

【2】 議案題目
第1号 令和2年度10月時点の形保正算用

【3】 議案題目
第2号 令和2年度10月時点の形保正算用

【4】 草津市介護士等処遇改善増進会特別会計

決定区分	中継区分	必要経費区分	A: 専ら利用 予定金額	B: 共同利用 費負担額	C: 共同利用 費負担額(%)	D: 総額	A×B×C×D
2号	4歳以上児	通常経費					
2号	3歳児	通常経費					
2号	1, 2歳児	通常経費					
3号	乳児	通常経費					

① × ② × ③ (1号+2+3号)

付 則

この要綱は、令和2年10月5日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

(令和2年10月5日揭示済み)

草津市告示第303号

令和2年9月2日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和2年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和2年10月5日

草津市長 橋川 涉

1 予算題目一覧

- 令和2年度草津市一般会計補正予算(第5号)
- 令和2年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 令和2年度草津市財産区特別会計補正予算(第2号)
- 令和2年度草津市学校給食センター特別会計補正予算(第2号)

令和2年度草津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2 決算題目一覧

令和元年度草津市一般会計歳入歳出決算

令和元年度草津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和元年度草津市財産区特別会計歳入歳出決算

令和元年度草津市学校給食センター特別会計歳入歳出決算

令和元年度草津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和元年度草津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和元年度草津市水道事業会計決算

令和元年度草津市下水道事業会計決算

令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算

3 要領 略

(令和2年10月5日揭示済み)

草津市告示第304号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年10月6日

草津市長 橋川 涉

名称	所在地	廃止年月日
久徳医院	草津市草津2丁目4-17	令和2年8月31日

(令和2年10月6日揭示済み)

草津市告示第305号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年10月6日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
久徳医院	草津市草津2丁目4-17	令和2年8月31日

(令和2年10月6日掲示済み)

草津市告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年10月6日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
久徳医院	草津市草津2丁目4-17	令和2年9月1日

(令和2年10月6日掲示済み)

草津市告示第307号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされ

る生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年10月6日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
久徳医院	草津市草津2丁目4-17	令和2年9月1日

(令和2年10月6日掲示済み)

草津市告示第308号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第9条の規定に基づき告示する。

令和2年10月7日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ツクイ南草津	滋賀県草津市南草津二丁目6-3	株式会社ツクイ 横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	代表取締役 高橋 靖宏 横浜市泉区上飯田町1035番地エクセレント横浜いずみ中央106号	介護予防型 デイサービス	令和2年 10月1日	2570601753

(令和2年10月7日揭示済み)

草津市告示第309号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第9条の規定に基づき告示する。

令和2年10月7日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ツクイ草津	滋賀県草津市岡本町1371-7 フレール西鴻池205号	株式会社ツクイ 横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	代表取締役 高橋 靖宏 横浜市泉区上飯田町1035番地エクセレント横浜いずみ中央106号	介護予防型 訪問サービス	令和2年 10月1日	2570601746

(令和2年10月7日揭示済み)

草津市告示第310号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条第2項に基づ

き事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和2年10月7日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
ツクイ南草津	滋賀県草津市南草津二丁目6-3	株式会社ツクイ 横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	代表取締役 高橋 靖宏 横浜市泉区上飯田町1035番地エクセレント横浜いずみ中央106号	介護予防型 デイサービス	令和2年 9月30日	2570601068

(令和2年10月7日揭示済み)

草津市告示第311号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条第2項に基づき事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和2年10月7日

草津市長 橋 川 涉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
ツクイ草津	滋賀県草津市岡本町1371-7 フレール西鴻池205号	株式会社ツクイ 横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	代表取締役 高橋 靖宏 横浜市泉区上飯田町1035番地エクセレント横浜いずみ中央106号	介護予防型 訪問サービス	令和2年 9月30日	2570601696

(令和2年10月7日揭示済み)

草津市告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年10月8日

草津市長 橋 川 涉

名称	所在地	指定年月日
社会医療法人誠光会 淡海ふれあい病院	草津市矢橋町 1629-5	令和2年 10月1日

(令和2年10月8日揭示済み)

草津市告示第313号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年10月8日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
社会医療法人誠光会 淡海ふれあい病院	草津市矢橋町 1629-5	令和2年 10月1日

(令和2年10月8日揭示済み)

草津市告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年10月8日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
草津ハート薬局	草津市西大路町4-33 シャルムシャトレ103号	令和2年 9月30日

(令和2年10月8日揭示済み)

草津市告示第315号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年10月8日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	廃止年月日
草津ハート薬局	草津市西大路町4-33 シャルムシャトレ103号	令和2年 9月30日

(令和2年10月8日揭示済み)

草津市告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

この関係図面は、令和2年10月9日から令和2年10月24日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
6171	平井63号 線	草津市平井五丁目字南九王	
		草津市平井五丁目字南九王	
8245	草津南16 号線	草津市草津町字駒坂	
		草津市草津町字駒坂	
9690	山寺西24 号線	草津市山寺町字南四反田	
		草津市山寺町字四反田	
9691	野路89号 線	草津市追分南三丁目字鴨田	
		草津市追分南三丁目字鴨田	
9692	野路90号 線	草津市追分南三丁目字鴨田	
		草津市追分南三丁目字鴨田	
9693	青地北68 号線	草津市青地町字八反田	
		草津市青地町字八反田	

(令和2年10月9日揭示済み)

草津市告示第317号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の路線を廃止する。

この関係図面は、令和2年10月9日から令和2年10月24日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
9217	青地南17 号線	草津市青地町字野中	
		草津市青地町字野中	

(令和2年10月9日揭示済み)

草津市告示第318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和2年10月9日から令和2年10月24日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類 市道

路線名	区 間	敷地の幅員 最小~最大(m)	延長 (m)	備考	
6171	平井63号 線	草津市平井五丁目字南九王13番22から草津市平井五丁目字南九王14番11まで	6.0~14.0	100.6	
8245	草津南16 号線	草津市草津町字駒坂1868番9から草津市草津町字駒坂1868番11まで	6.4~13.5	23.6	
9690	山寺西24 号線	草津市山寺町字南四反田1143番11から草津市山寺町字四反田1133番9まで	6.0~14.1	136.5	
9691	野路89号 線	草津市追分南三丁目字鴨田1183番39から草津市追分南三丁目字鴨田1177番9まで	6.0~14.1	135.9	
9692	野路90号 線	草津市追分南三丁目字鴨田1177番17から草津市追分南三丁目字鴨田1177番11まで	6.0~13.9	172.0	

9693	青地北68号線	草津市青地町字八反田1568番19から 草津市青地町字八反田1568番36まで	6.0~14.1	101.0	
------	---------	--	----------	-------	--

(令和2年10月9日掲示済み)

草津市告示第319号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年10月9日から令和2年10月24日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名 1122 追分中央線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市追分五丁目字丸尾525番から	変更前	4.3~4.7	22.0	
草津市追分五丁目字丸尾525番5まで	変更後	6.0~6.0	22.0	

路線名 3704 矢橋新浜線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市矢橋町字馬場959番1から	変更前	2.6~3.5	80.8	
草津市矢橋町字馬場963番3まで	変更後	5.5~6.0	80.8	

路線名 3910 名神西線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市岡本町字八反田71番4から	変更前	7.2~11.0	113.0	
草津市岡本町字八反田68番4まで	変更後	10.0~14.4	113.0	

路線名 9105 山寺西5号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市山寺町字四反田1133番14から	変更前	3.0~6.4	59.4	
草津市山寺町字南四反田1143番8まで	変更後	6.3~14.5	59.4	

路線名 9106 山寺西6号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市山寺町字南四反田1143番8から	変更前	3.2~6.0	49.0	
草津市山寺町字南四反田1143番6まで	変更後	4.3~6.1	49.0	

路線名 9364 野路5号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路八丁目字横土井1725番から	変更前	4.0~6.5	15.8	
草津市野路八丁目字横土井1725番まで	変更後	4.5~6.5	15.8	

路線名 9365 野路6号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路八丁目字内山1645番から	変更前	3.5~9.0	9.6	
草津市野路八丁目字内山1645番まで	変更後	4.0~9.0	9.6	

路線名 9670 青地北62号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市青地町字八反田1572番1から 草津市青地町字八反田1603番1まで	変更前	6.0~14.0	209.9	
	変更後	6.0~14.6	281.9	

路線名 9673 青地北65号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市青地町字八反田1595番15から 草津市青地町字八反田1568番25まで	変更前	6.0~14.1	160.5	
	変更後	6.0~14.1	333.3	

(令和2年10月9日掲示済み)

草津市告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月9日から令和2年10月24日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

草津市長 橋 川 涉

道路の種別 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
1122 追分中央線	草津市追分五丁目字丸尾525番から 草津市追分五丁目字丸尾525番5まで	令和2年10月9日	

3704	矢橋新浜線	草津市矢橋町字馬場959番1から 草津市矢橋町字馬場963番3まで	令和2年10月9日	
3910	名神西線	草津市岡本町字八反田71番4から 草津市岡本町字八反田68番4まで	令和2年10月9日	
6171	平井63号線	草津市平井五丁目字南九王13番22から 草津市平井五丁目字南九王14番11まで	令和2年10月9日	
8245	草津南16号線	草津市草津町字駒坂1868番9から 草津市草津町字駒坂1868番11まで	令和2年10月9日	
9105	山寺西5号線	草津市山寺町字四反田1133番14から 草津市山寺町字南四反田1143番8まで	令和2年10月9日	
9106	山寺西6号線	草津市山寺町字南四反田1143番8から 草津市山寺町字南四反田1143番6まで	令和2年10月9日	
9364	野路5号線	草津市野路八丁目字横土井1725番から 草津市野路八丁目字横土井1725番まで	令和2年10月9日	
9365	野路6号線	草津市野路八丁目字内山1645番から 草津市野路八丁目字内山1645番まで	令和2年10月9日	
9670	青地北62号線	草津市青地町字八反田1572番1から 草津市青地町字八反田1603番1まで	令和2年10月9日	
9673	青地北65号線	草津市青地町字八反田1595番15から 草津市青地町字八反田1568番25まで	令和2年10月9日	

9690	山寺西24号線	草津市山寺町字南四反田1143番11から 草津市山寺町字四反田1133番9まで	令和2年 10月9日	
9691	野路89号線	草津市追分南三丁目字鴨田1183番39から 草津市追分南三丁目字鴨田1177番9まで	令和2年 10月9日	
9692	野路90号線	草津市追分南三丁目字鴨田1177番17から 草津市追分南三丁目字鴨田1177番11まで	令和2年 10月9日	
9693	青地北68号線	草津市青地町字八反田1568番19から 草津市青地町字八反田1568番36まで	令和2年 10月9日	

(令和2年10月9日掲示済み)

草津市告示第321号

草津市コミュニティ振興交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年10月9日

草津市長 橋川 渉

草津市コミュニティ振興交付金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市コミュニティ振興交付金交付要綱（平成20年草津市告示第114号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「上水道を使用した月数」を「上水道の一般用基本料金の支払い月数」に、「下水道を使用した月数」を「下水道の一般排水基本料金の支払い月数」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行し、令和2年度以降の交付金について適用する。

(令和2年10月9日掲示済み)

草津市告示第322号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年10月12日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年10月19日に送達があったものとみなす。

国民健康保険更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	NARENTUYA 娜仁函亜	滋賀県草津市東草津三丁目2番2-403号ヴィラナリー草津II	2	2
2	YAO YUAN	滋賀県草津市野路八丁目21番12-415号グランド・ラーゴHOE I I	2	2
3	XIAO CHEN 肖 晨	滋賀県草津市野路八丁目21番12-305号グランド・ラーゴHOE I I	2	2
4	PARK JIHO	滋賀県草津市野路九丁目14番1-208号 ALTA南草津ビュー	2	2
5	TRINH XUAN HIEP	滋賀県草津市笠山四丁目12番73-1107号ベルパラン	2	2
6	供利 果留香	滋賀県草津市野路東二丁目2番15-2E号 ユニティ南草津	2	2

(令和 2 年10月12日揭示済み)

草津市告示第323号

草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 2 年10月12日

草津市長 橋 川 渉

草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付要綱(平成30年草津市告示第134号)の一部を次のように改正する。

題名中「指定特定相談支援」の右に「等」を加える。

第 1 条中「「法」」を「「障害者総合支援法」」に改め、同条中「指定計画相談支援を行う指定特定相談支援事業者」の右に「および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第 2 項に規定する指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業者」を加え、「草津市指定特定相談支援体制強化費補助金」を「草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 草津市が計画相談支援給付費の支給決定を行った者に対する障害者総合支援法第 5 条第22項に規定するサービス利用支援(以下単に「サービス利用支援」という。)および障害者総合支援法第 5 条第23項に規定する継続サービス利用支援(以下単に「継続サービス利用支援」という。)
- (2) 草津市が障害児相談支援給付費の支給決定を

行った者に対する児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 8 項に規定する障害児支援利用援助(以下単に「障害児支援利用援助」という。)および児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 9 項に規定する継続障害児支援利用援助(以下単に「継続障害児支援利用援助」という。)

第 4 条第 1 項を次のように改める。

第 4 条 補助を受けようとする者は、3 か月ごとに算定対象者等を取りまとめ、草津市指定特定相談等支援体制強化費補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に、算定対象者等一覧表(別記様式第 2 号)および算定対象者に係るサービス等利用計画、障害児支援利用計画またはモニタリング報告書(継続サービス利用支援)の写しを添えて、市長が別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

第 4 条第 2 項を削る。

第 5 条中「草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付決定通知書」を「草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付決定通知書」に改める。

第 6 条中「草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付請求書」を「草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付請求書」に改める。

別表第 1 および別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

基礎加算費

補助対象者	補助対象経費	補助金の額
1 年度におけるサービス利用支援または障害児支援利用援助(令和 2 年 4 月 1 日より前に実施したサービス利用支援に付随	サービス利用支援または障害児支援利用援助に要する経費	1 件につき 15,000 円とする。

するものは除く。以下同じ。)の件数が1件以上の草津市、栗東市、守山市、野洲市に事業所がある事業者	サービス利用支援に付随する継続サービス利用支援または、障害児支援利用援助に付随する継続障害児支援利用援助に要する経費	1件につき12,000円とする。
--	--	------------------

別表第2 (第3条関係)
追加加算費

補助対象者	補助金の額
1年度におけるサービス利用支援または障害児支援利用援助の件数が5件以上の事業者	初年度 116,000円
	次年度 30,000円
1年度におけるサービス利用支援または障害児支援利用援助の件数が10件以上の事業者	初年度 254,000円
	次年度 89,000円
1年度におけるサービス利用支援または障害児支援利用援助の件数が15件以上の事業者	初年度 435,000円
	次年度 178,000円
1年度におけるサービス利用支援または障害児支援利用援助の件数が20件以上の事業者	初年度 639,000円
	次年度 297,000円
1年度におけるサービス利用支援または障害児支援利用援助の件数が25件以上の事業者	初年度 887,000円
	次年度 446,000円
1年度におけるサービス利用支援または障害児支援利用援助の件数が30件以上の事業者	初年度 1,156,000円
	次年度 624,000円

別記様式第1号中「様式第1号(第4条第1項関係)」を「様式第1号(第4条関係)」に、を「草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付申請書」を「草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付申請書」に、「草津市指定特定相談支援体制強化費補助金」を「草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金」に、「草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付要綱第4条第1項」を「草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱第4条」に改め、「サービス等利用計画」の右に「、障害児支援利用計画」を、「継続サービス利用支援」の右に「または継続障害児支援利用援助」を加える。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

算定対象者等一覧表

No	算定対象者		指定計画相談支援		障害児相談支援	
	氏名	受給者番号	サービス利用支援件数	継続サービス利用支援件数	障害児支援利用援助件数	継続障害児支援利用援助件数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
件数計			件	件	件	件

基礎加算費	単価(①)	サービス利用支援件数(②)	障害児支援利用件数(③)	金額(④=①×(②+③))
		@15,000円	件	件
追加加算費	単価(⑤)	継続サービス利用支援件数(⑥)	継続障害児支援利用援助件数(⑦)	金額(⑧=⑤×(⑥+⑦))
	@12,000円	件	件	円
小計(⑧=④+⑧)				円
初年度				
単価(⑩)	相談支援専門員の数(⑪)			金額(⑫=⑩×⑪)
@116,000円				人
@254,000円				人
@435,000円				人
@639,000円				人
@887,000円				人
@1,156,000円				人
次年度				
単価(⑬)	相談支援専門員の数(⑭)			金額(⑮=⑬×⑭)
@30,000円				人
@89,000円				人
@178,000円				人
@297,000円				人
@446,000円				人
@624,000円				人
小計(⑮=⑫+⑮)				円

合計(⑮+⑯)	円
---------	---

別記様式第3号中「草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付決定通知書」を「草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付決定通知書」に改める。

別記様式第4号中「草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付請求書」を「草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付請求書」に、「草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付決定通知書」を「草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付決定通知書」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年10月12日から施行し、改正後の草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱は、令和2年度の事業から適用する。

(令和2年度における補助金の特例)

- 2 改正前の草津市指定特定相談支援体制強化費補助金交付要綱別表第1の規定により補助を受けていた者の改正後の草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱の適用については、別表第1中「令和2年4月1日」とあるのは「平成30年4月1日」と読み替えるものとする。

(令和2年10月12日揭示済み)

草津市告示第324号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第85条第2号の規定に基づき告示する。

令和2年10月15日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
ニチイケアセンター草津	滋賀県草津市矢倉一丁目2-19-15	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	代表取締役 森 信介 埼玉県和光市新倉三丁目6番8号	居宅介護支援	令和2年10月31日	2570600508

(令和2年10月15日揭示済み)